

熊本市斎場及び熊本市植木火葬場

残骨灰壳渡仕様書

令和8年（2026年）6月29日

熊本市健康福祉政策課

熊本市斎場及び熊本市植木火葬場残骨灰売渡仕様書

1 概要

本売渡は、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場で保管する残骨灰のうち、残骨を熊本市（以下「本市」という。）に返還することを条件に残骨灰を売渡しするものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

3 遵守事項

- (1) 買受人は、本仕様書、特記仕様書、契約書、その他関係書類（以下「契約図書」という。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- (2) 買受人は、業務の履行に当たっては、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」の趣旨に鑑み、その他関係法令、規則、基準及び関連通達等を遵守しなければならない。
- (3) 本市は、残骨灰について遺骨として取り扱うべきであると考えているため、買受人は、死者の尊厳に最大限の配慮をするとともに、衛生面及び安全面に特段の注意を払い業務を遂行すること。

4 売渡物の引渡場所

売渡物の引渡場所は、熊本市桃尾墓園（熊本市東区戸島町 777 番地）とする。

5 売渡物及び期間

- (1) 対象となる売渡物は、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場で実施する熊本市火葬場条例（平成 10 年条例第 56 号）に規定する大人（12 歳以上）の死体、小人（12 歳未満）の死体、死産児、改葬による人骨、その他（産汚物、4 月未満の死産児又は人体の一部）の火葬により発生し、遺族等による収骨の後、残された焼骨や灰等の全ての残骨灰とする。
- (2) 残骨灰には、骨片、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。
- (3) 残骨灰は、雑袋に入れ、熊本市慰霊塔のピット内に保管している。（別紙、熊本市慰霊塔位置図を参照）
- (4) 売渡物の対象となる期間は、平成 30 年（2018 年）6 月以降に火葬されたものとする。

6 売渡物の重量

- (1) 売渡物の重量は、雑袋の重量を含め 40 t を基準とする。
- (2) 雑袋の 1 袋当たり 5 件程度の残骨灰が入っている。

7 契約方法

本契約は、売渡物の重量 1kg 当たりの単価契約（単位：円/kg）とし、最も高額な価格を入札した者を買受人と決定する。

8 売渡物の引き渡し

- (1) 買受人は、引き渡し日時について本市の指示に従い、円滑な引き取りを行うこと。
- (2) 買受人は、売渡物を引き取る前に、売渡物の重量 1kg 当たりの単価に売渡物の 40 t を乗じた金額を支払うものとし、本市は、買受人からの入金を確認した後、入金分の売渡物を買受人へ引き渡すものとする。
- (3) 売渡物の支払い回数は、原則として 1 回とする。なお、分割払いを希望する場合は、本市と協議の上、決定するものとする。
- (4) 売渡物の引き渡しは、契約期間内とする。
- (5) 売渡物の引き渡しは、原則として、本市が指定するピット内から引き取るものとし、40 t に満たない場合は、他のピットから補充する。
- (6) 買受人は、本市が指定した日時以外に売渡物の引き取り作業を行ってはならない。ただし、やむを得ず、引き渡し日時の変更を希望する場合は、本市と買受人で協議し、合意の上で変更できるものとする。
- (7) 買受人は、本市の指示に基づき、引き渡し場所から売渡物の入った残袋をトラックレーン装着車（通称：ユニック車）かクレーン付箱車等の運搬車両（以下「買受人車両」という。）で引き取るものとする。
- (8) 買受人は、引き渡し場所に仮設バリケード等を施し、熊本市桃尾墓園等の参拝者の目に触れないよう最善の注意を払うこと。また、売渡物の引き取り作業後は、買受人の責任において清掃をすること。

9 売渡物の計量

- (1) 売渡物の重量は、売渡物の引渡場所において、本市が所有する計量法の規定に基づく特定計量器（クレーンスケール。以下「特定計量器」という。）によって計量し、本市及び買受人の双方で確認した重量とする。なお、計量数値の有効数字は、特定計量器の表示（最小単位 100g）によるものとし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。
- (2) 特定計量器の故障等により、引渡場所で特定計量器による計量ができない場合には、本市が指定する別の施設（熊本市東部環境工場等）で計量を行うものとする。なお、その際の実費用（施設での計量に係る費用を除く）については、買受人の負担とする。

- (3) 売渡物の計量は、原則として、雑袋1袋単位で行うものとする。ただし、本市の承諾を得た場合において、買受人がフレキシブルコンテナバッグその他必要な資機材を持参するときは、複数の雑袋をまとめて計量することができる。
- (4) 売渡物の重量は、雑袋1袋を最小単位とし、40tを超過した時点で確定する。
- (5) 特定計量器への運搬及び買受人車両への引き取り作業は、買受人が行うものとする。
- (6) 本市及び買受人は、双方で確認した売渡物の重量を売渡物引取書（様式第1号）に記入し、双方で署名することとする。なお、売渡物引取書は2通作成し、本市及び買受人の双方で1通ずつ保管する。

10 売渡物の運搬

- (1) 引き渡し場所への入場及び退場は、本市の指示による方法、ルートによるものとする。
- (2) 引き渡し場所から買受人の選別処理施設までの運搬に当たっては、売渡物の飛散、流出及び悪臭発生等がないよう荷室が覆われた車両を使用し、本市から引き取りした売渡物以外のものを積載してはならない。
- (3) 売渡物の運搬は、関係法令等を遵守し適切に実施しなければならない。
なお、万一交通事故等が発生した場合でも売渡物が散乱しないよう車両等にも飛散・転落防止の装備を施すこと。

11 売渡物の処理

- (1) 買受人は、全ての処理工程において、本市から引き取りした売渡物のみを取り扱うものとし、他の火葬場から引き取りしたものが混入しないよう、必ず区別して取り扱うこと。
- (2) 買受人は、売渡物の処理工程を明らかにするため、業務に着手するまでに処理工程表（任意様式）を提出すること。
- (3) 買受人は、自己が所有する選別処理施設内で引き取りした売渡物を残骨と残灰等に選別すること。
- (4) 残骨は、粉碎処理をした後、本市から引き取りした売渡物の重量の3%から5%まで（1.2tから2.0t）の範囲内において、契約期間内に本市が指定する場所へ返還すること。
- (5) 買受人は、売渡物の処理に当たっては、選別処理施設が所在する自治体の粉じん規制や排水規制等を遵守しなければならない。
- (6) 買受人は、処理状況の裏付けとなる契約書、納品書の提示や、環境に配慮した処理方法及び無害化の方法について、本市から説明を求めることがあるため、関係書類等は整理しておくこと。

12 報告

買受人は、契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までの間における売渡物の総引取重量、また、残骨の重量及び本市が指定する残灰等の1t当たりの重量を取りまとめた残灰重量報告書（様式第2号）を作成し提出すること。

13 履行の確認

- (1) 本市は、本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するため、必要な時はいつでも買受人の施設内、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。
- (2) 買受人は、本市が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、最終処分先の調整や立会等も含め、買受人の責において誠実に対応しなければならない。

14 その他

- (1) 本契約の履行に際して必要と認める費用は、すべて買受人が負担する。
- (2) 業務上知り得た秘密は、他に漏らさないこと。本契約終了後においても同様とする。
- (3) 残灰等の品質等について買受人、その関係者等が本市に対して異議を行うことは一切認めないものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、本市と買受人が協議の上、決定する。